

令和8年度 和歌山県立きのくに青雲高等学校（定時制課程）聴講生の募集に関する要項

1 趣旨

この要項は、一人一人の学びを実現する生涯学習の振興及び社会に開かれた教育課程の実現をめざし、本校の特定の科目について履修を希望する社会人の方を聴講生として受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものです。

2 聽講の方法

本校の教育課程に位置付けられた教科・科目のうちから教育展開上支障のない範囲で、社会人の方を聴講生として受け入れ、生徒とともに学んでいただきます。

なお、授業で実施する実験や実習、レポート提出等を含め、原則として生徒と同様の扱いとします。

3 応募・問合せ先・担当

和歌山県立きのくに青雲高等学校（定時制課程）

〒 640-8137 和歌山市吹上5丁目6番8号

TEL (073) 422 - 5660

科目	担当
中国語一般	事務室

4 募集に関する事項

- (1) 募集期間 令和8年2月12日（木）～令和8年3月11日（水）
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く)

	募集課程	教科	科目	受入人数	授業日時	受講開始日時
①	定時制	外国語	中国語一般	6名程度	毎週木曜日 9, 10限	4月16日（木） 19：15～

定時制 9限 19：15～20：00 10限 20：05～20：50

注) 「聴講期間・年間の計画」「教室」等の詳細については後日連絡します。

- (2) 科目の内容等

- ① 中国語一般

ア 科目の内容

- ・中国語の基礎的な知識・技能の学習を進める。
- ・会話練習を通じ、中国語でのコミュニケーション能力の育成を図る。

イ 受講に当たっての前提条件

特になし

ウ 目標

中国語の基礎的な知識・技能を習得し、中国語でのコミュニケーション能力の向上を図るとともに中国文化等の理解を深める。

5 応募に関する事項

(1) 応募資格

聴講生として応募することのできる方は、県内に在住又は勤務する方で、学習意欲があり、次に掲げるいずれにも該当しない方とします。

- ① 現在、義務教育段階の普通教育を受けている方
- ② 未成年者で、聴講の申請にあたって、その保護者の同意を得ていない方
- ③ 高等学校の秩序を乱すおそれがあると認められる方
- ④ 他の高等学校に在籍している方

(2) 応募方法

「聴講承認申請書」に必要事項を記載し、本校に提出してください。

なお、「聴講承認申請書」の提出に当たっては、事前に本校に連絡の上、必ず聴講を希望される本人が持参してください。

【提出場所】：本校事務室

【提出日時】：前記4（1）に示した募集期間の午前10時～午後4時

※1 「聴講承認申請書」の提出に当たっては、県内に在住又は勤務していること及び生年月日を証明する書類を持参してください。

県内在住が証明できる書類：(例) 住民票、自動車運転免許証、健康保険証等

県内在勤が証明できる書類：(例) 勤務地が明記されている社員証等

※2 来校に当たっては、予め電話で連絡してください。

6 聴講の承認、聴講までの手続き【中国語一般】

(1) 聴講の承認方法

「聴講承認申請書」の記述内容の審査や面接の実施など、必要な選考を行った上で、聴講の承認の可否を決定します。

なお、先着順で定員になり次第締め切ります。

(2) 聴講の承認の連絡

定員超過後の申請者に対し、辞退等により受入が可能となった場合には、令和8年4月3日(金)までに承認の連絡をします。

(3) 聴講承認書の交付及び聴講にかかる費用の徴収等

令和8年4月9日(木)14時から本校合併教室にて、聴講承認書の交付及び聴講にかかる費用の徴収並びに聴講に当たっての諸注意等の説明を行いますので、出席してください。

(当日出席できない方は、聴講承認申請書提出時に申し出てください。)

7 聴講にかかる費用

(1) 授業料（県の条例で定められている金額です。）

1単位（週1時間）当たり、定時制課程1,740円

【中国語一般】：3,480円（2単位）

(2) テキスト代等

【中国語一般】：3,000円程度

8 修了の認定

(1) 認定方法

聴講の出席状況及び実験や実習、レポート提出等を含めた取組状況等から、聴講の成果が当該科目の目標に照らして満足できると認められる場合には、当該科目の聴講について修了を認定します。

(2) 聴講修了証書等の発行

本校での聴講を修了したと認めた方には、聴講修了証書を交付します。

なお、聴講（修了）証明書の交付に当たっては、県の条例に基づき、手数料（1通410円令和8年1月21日現在）が必要になります。

9 聴講の承認の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、聴講の承認の全部又は一部を取り消すことがあります。

なお、この場合、授業料は月割計算（取り消された日の属する月を含む。）をします。

- (1) 正当な理由がないのに引き続き1月以上出席しないとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により聴講の承認を受けたとき。
- (3) 高等学校の秩序を乱し、その他聴講生としての本分に反したとき。
- (4) 納期限までに授業料等を納付しないとき。
- (5) 学則及びその他の規則に違反したとき。
- (6) 高等学校における教育活動に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (7) その他校長が聴講の承認の取消しが必要と認めるとき。

10 その他注意事項

- (1) 本校敷地内は禁煙です。
- (2) 校内では本校が準備する名札を着用してください。
- (3) 自動車での登校はできません。
- (4) 学校における結核対策として、聴講を承認された方は、1年内に実施した胸部エックス線検査で、結核等の所見がないことを証明した書類を提出願います。